Ⅱ:分担研究報告

研究 5

米国における嗜好用大麻の合法化が邦人留学生の意識・行動に与える 影響に関する研究(2022年)

令和4度厚生労働行政推進調査事業費補助金 (医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)

分担研究報告書

米国における嗜好用大麻の合法化が邦人留学生の意識・行動に与える 影響に関する研究(2022年)

分担研究者: Tooru Nemoto (Public Health Institute, U.S.) 研究協力者: Mariko Iwamoto (Public Health Institute, U.S.)

【研究要旨】本研究は、質的研究(対象者 11 名) および、オンラインアンケート形式での量的研究(対象者 100 名) を組み合わせ、米国における嗜好用大麻が邦人米国滞在者に与える影響を検証する。数人の対象者からではあるが、質的研究を通して、カリフォルニア州における大麻合法化により、邦人米国滞在者がおかれている環境や大麻使用への意識が把握できた。

【目的】本研究は、米国における嗜好用大麻が邦人米国滞在者に与える影響や薬物使用の最新動 向を検証する。

【方法】本研究は、質的研究および量的研究を組み合わせた混合研究法である。質的研究対象者は、米国サンフランシスコ・ベイエリアに 90 日以上滞在している邦人 11 名である。量的研究対象者は米国に 90 日以上滞在している邦人 100 名で、オンラインアンケート形式で回答してもらう。

【結果】計 11 名に質的調査を実施した結果、カリフォルニア州における大麻合法化により、邦人 米国滞在者は日常的に大麻が蔓延している環境におかれていることが把握できた。さらに、嗜好 目的での大麻使用合法化にともない、年齢を問わず邦人米国滞在者の大麻使用への意識は「個人 の自由である」と肯定的で、大麻使用者はリラックス効果や集中力向上を求め効率よく大麻を日 常的に使用している事が把握できた。

【考察】邦人米国滞在者を対象にした量的調査を通じて、薬物使用の最新動向をさらに把握し、研究結果をもとに今後大麻使用及び乱用予防のためプログラムを考察することが必要であると考えられる。

A. 研究目的

カリフォルニア州では、嗜好品大麻の合法化に伴い、邦人留学生や長期滞在者は、米国滞在中に大麻使用行動に何らかの影響を受けることが危惧される。しかし、米国の嗜好品大麻の合法化が邦人滞在者に与える影響を調べた研究はこれまでにない。本研究は、米国における嗜好用大麻が邦人滞在者に与える影響を検証する初めての研究であり、社会安全上・薬物乱用対策上の意義が高いと言える。得られた知見を元に、今後米国に留学する学生や長期滞在者

に向けた薬物乱用防止教育プログラムや、帰国 後の大麻使用に関するアセスメントや、大学と 治療プログラムとの連携に関する提言を行う。

B. 研究方法

1. 対象者およびサンプリング

本研究は、質的研究および量的研究を組み合わせた混合研究法で実施した。

質的研究:米国サンフランシスコ・ベイエリアに住む長期滞在者を対象とした質的インタビューを実施した。選択基準としては、1)サン

フランシスコ・ベイエリアに 90 日以上滞在している邦人、2) 18 歳以上の者とした。研究計画では対象を邦人留学生としていたが、日本国内における青少年の大麻使用状況を踏まえると、邦人留学生は米国での大麻事情に必ずしも詳しくない可能性が考えられた。そこで質的調査では、対象を邦人米国滞在者に拡大した。

対象者 11 名をインターネットやチラシ配布 を通じてリクルートし、質的インタビューを実 施した。調査員が、対象者に大麻使用に関する 意識・行動や、米国での嗜好用大麻の合法化に 関する考えなどを日本語で聞き取った。

量的研究:質的研究のデータに基づき、量的 調査の質問項目を完成させる。対象者の選択基 準は質問調査と同じである。量的調査はオンラ インアンケート形式を使い、選択肢と自由記載 で回答してもらう。対象者は米国に 90 日以上 滞在している邦人 100 名で(少なくとも 70人 は過去6ヶ月に大麻を使用した者をサンプルす る)、日本人向けのローカル紙、インターネット、 チラシ配布等を通じてリクルートし、量的調査 を実施する。事前にトレーニングを受けた調査 員が対象者にアンケートリンクを渡し、無記名 自記式のオンラインアンケートに回答しても らう。調査項目としては、基本属性、日本と米 国でのアルコール・大麻を含む薬物使用、 DAST-20 (薬物依存の重症度を評価するスクリ ーニング) などである。個人を特定する情報は 収集しない。(量的研究の結果は、令和5年度以 降の研究報告書に掲載する予定である)

2. 倫理面への配慮

調査員は、候補者が選択基準を満たしていることを再度確認した上で、問題がなければ、候補者にインフォメーションシート(書面同意)を事前に渡した。質問等がある場合は、メールで問い合わせを促し、参加同意を確認したうえで正式に対象者とし研究に参加してもらうという手順をとった。調査実施にあたり、Public Health Institute の IRB 承認を 2023 年 1 月 24 日に得た(承認番号 I22-015)。

当初、大麻を使用する邦人米国滞在者を対象

とし、米国滞在中また帰国後の大麻を含む薬物使用の調査を目的としていたが、特定人種の違法薬物使用を調査するにあたり研究対象者に対する人権擁護上の懸念から、IRBの指示にて調査項目さらに研究方法を再度に渡り変更し、研究対象者に対する不利益や危険性の排除に努めた。結果とし、調査開始に約6か月以上の遅れが生じる事となった。

C. 研究結果

計 11 名に質的調査を実施した (女性 64%、男性 36%、平均年齢 49歳、平均米国滞在歴 18年、大卒又はそれ以上の学歴 91%)。大麻使用に関する意識・行動や、米国での嗜好用大麻の合法化に関する考え、薬物使用の実態は以下の通りである。

- 1) 米国での大麻使用の蔓延性:11 人全員がカリフォルニア州の大麻合法化に伴い、簡単に大麻がディスペンサリー店で買えたり、自家栽培したりと、大麻使用は日常的に見られ、「スターバックスに行く感覚」、「タバコレベルで使われている」、「コンビニみたいな感じで店に行けばどこにでも売ってる」と娯楽的感覚で使用されていると回答。「安いし、年齢チェックだけで店(ディスペンサリー)で買えるし、宅配サービスもしてくれるので、手に入り安いです。」「めちゃ簡単。ハーフブロック先に結構おしゃれな感じのマリファナのお店があって、繁盛してます。」
- 2) 米国での大麻使用に関する見解:11 人中8 人が大麻を使用する友人や知人がいると回答。9 人が、友人等が大麻を使うことに異議 はなく、合法なので個人の自由と回答。

「個人の自由ですし、アディクト性や問題 性も低いので、得に何も思わなかったで す。」

「逃避目的で使って、だらっとなるのは良くないと思うけど、目的を持ってコントールし、環境(周りの人達)に配慮して使う分にはいいと思います。」

3) 日本における大麻取締法:半分の対象者(10

人中 5 人)が大麻取締法は厳し過ぎ、取り締まる根拠が不明であると回答。残りの 5 人は取締法があるが故、米国ほど大麻が蔓延していないと回答。

「戦後から取り締まりが始まったけど、でもなぜって思う。改善が必要なような気がする。 規制する理由がよくわからないです。理由も根拠もない、国にとってもお金になるのに。 メディカルマリファナとか、使ってる人に利点があるのに、(取り締まりは)やりすぎだと思う。異文化ですね。なぜって思う。大麻イコールへロイン的に扱われているし。日本も考え直す時期だと思います。」

「取り締まる人は違法だからダメでは説得力が無いと思います。高価、成長を損なう等デメリットを言うのは簡単だけど、科学的に説明し、メリットがあるにもかかわらず、なぜ合法化しないのかを説明し、マリファナ使用の対処法をもっと具体化するべきです。メリット、デメリットに対する討論がないと思います。」

- 4) **違法薬物使用**:11 人中 1 人のみが過去 6 か 月以上前にマッシュルームを使用と回答。
- 5) 米国での大麻使用:11 人中3人(全員男性) が過去6か月以内に大麻を使用し(吸引、 食す)、ディスペンサリー店で定期的に購入 していた。そのうち1人は日本でも大麻の 使用経験があり、残り2人は渡米してから 使いだしたと回答した。1人は週末にパート ナーとリラックスする目的で1回の使用に つき5一7回程吸引すると回答。残りの2人 は、集中力や活動力を促す為、大麻を毎日使 用していると回答。

「ADHD のせいで注意散漫になりがちなので、集中力や想像力をあげるために(大麻を)使っています。… 葉っぱは、1グラム、キセルで吸って、1日に6パフほど。葉っぱをお茶にブレンドしたりして飲んだりもします。あと、オイルもイーシガレットのようにベイプで使ったり、時間がたつと葉っぱの効果が下がってくるので、オイルで微妙に調整するって感じで使ってます。」

「自分はキャンディーになったやつを使っ

ていて、朝起きた時に食べて、ジムに行って、 仕事して、1日が始まる感じです。体質的に、 ハイになったらアクティブになるので。リク リエーション目的で使っている人もいるけ ど、自分はコーヒー代わりに使ってます。」

6) **米国での飲酒**:11 人中 8 人が過去 6 か月以内に飲酒。頻度は週 1-2 回から毎日、量はグラス 1 杯から多くてビール 3 杯、ショット 4 杯程と回答。8 人中 7 人が、アクセスや文化的背景により、日本に居る時のほうが頻繁に飲んでいたと回答。

「アメリカでは自由性が高いので、自分のスタイルで飲めるし、飲まなくても無理じいさせられることも無いのでいいなと思います。… 日本に居たときは、飲む回数は多かったです。お酒は強くないのですが、付き合いで飲まないといけない事が多かったですね。協調性を重要視すると言う日本の文化ですよね。」

「日本では、電車などの交通手段があるので、 飲んでも運転しなくてもいいので。」

「日本では、(お酒が)簡単にどこでも買えるし、コミュニケーションの手段となっているような気がします。仕事の後、じゃぁ飲みにいくかぁ的な ...アメリカに来て知ってる人もいなかったし....飲まなくなりましたね。あと、飲むまでにいろいろあって、邪魔くさいし、外では飲むなとか、外で飲むときは紙袋に入れろとか、ID 見せろとか。」

D. 考察

質的研究を通し、カリフォルニア州における 大麻合法化により、邦人米国滞在者は日常的に 大麻が蔓延している環境におかれていること が把握できた。嗜好目的での大麻使用が合法化 し、ディスペンサリーで容易に大麻が購入でき る事から、年齢を問わず邦人米国滞在者の大麻 使用への意識は「個人の自由である」と肯定的 であった。過去6か月以内に大麻を使用してい ると回答したのは男性3人で少人数であるが、 日常的に大麻を使用しており、特に30代の比 較的若い対象者3人は集中力や活動力向上を求 め、効率よく大麻を日常生活に取り入れている と回答。少数のサンプルだが、合法化に伴い、 大麻の普及や日常化が進み、今後邦人滞在者間で大麻使用者が増加する可能性が懸念される 結果となった。

日本での大麻使用経験者数及び大麻取締法 違反による検挙人員は、近年増え続けている。 例えば平成 30 年における大麻取締法違反の検 挙人員は 3,762 名であり、これは過去最多記録 となっている。大麻使用者が増加する背景には 以下の要因が関係していると考えられる。

- 1) 大麻の入手機会の変化である。嶋根らの研究によれば、大麻使用に誘われる機会は確実に増加しており、2019年調査では、大麻使用に誘われた経験を持つ一般住民は、全体の3.4%(男性4.4%、女性2.5%)である。これは1995年からの20年以上におよぶモニタリング期間中で最も高い値である。こうした入手機会の増加が、使用者増加の背景の一つとして考えられる。
- 2) 大麻使用に対する意識の変化である。大麻使用を肯定する考えが、若年層や米国やカナダなど嗜好目的での大麻使用が合法化されている国に渡航経験のある人々の間で広がりつつある。嶋根らの研究によれば、大麻を使うことに対しては、9割以上の一般住民が「使うべきではない」と考えている一方で、「少しなら構わない」あるいは「個人の自由」と考える者が増加している。大麻使用を肯定する考えは、特に20代において広がっている(約5%)。2023年2月の時点でアメリカ26州及びカナダにおいて、嗜好目的での大麻使用が認められている。こうした大麻使用に関する政策が日本の若年層に影響を与えていると思われる。
- 3) 近年の危険ドラッグ規制により、今まで危険 ドラッグを使用していた者が大麻の使用に 転向した可能性である。嶋根らの研究によれ ば、アンダーグラウンド化した危険ドラッグ

を探し、インターネット上をさまよい続けている者もいれば、規制強化を契機に薬物使用を中止した者もいる。また、危険ドラッグから依存対象を他の物質に切り替えた者もいる。大麻使用者の増加の背景には、危険ドラッグ・ブームの終息が何らかの影響を与えている可能性は否定できない。

E. 結論

現在、日本で一般住民の間で最も使われているのは大麻であり、生涯経験者数は約 161 万人、過去1年経験者数は約 9万人と推計されている。本研究はいまだ量的調査の準備中であるが、今後アメリカに滞在している日本人を対象にした量的調査を通じて、薬物使用の最新動向を把握することが本研究の目的であり、研究結果をもとに今後大麻使用・乱用予防のためプログラムを考察することが最終目的である。

F. 参考文献

なし

G. 研究発表

- 1. 論文発表 (原著・総説・書籍) なし
- 2. 学会発表なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む)

- 1. 特許取得
 - なし
- 2. 実用新案登録

なし

3. その他 なし